

住宅・建築物省CO2先導事業及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業に関する
事務事業を実施する者の公募についての告示

平成26年3月10日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、住宅・建築物省CO2先導事業及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業に関する事務事業を実施する者の公募について公示します。

※本公募は、平成26年度予算成立が事業実施の条件となります。また、予算等の状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意ください。

※本公募は、住宅・建築物省CO2先導事業及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業を実施する者に関する公募ではありません。国土交通省が採択した「住宅・建築物省CO2先導事業」及び「住宅・建築物省エネ改修等推進事業」の採択内容及び補助額等に従って、交付申請等の事務を実施する者の公募となります。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅・建築物省CO2先導事業及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業に関する事務を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅・建築物省CO2先導事業及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業を行う者に補助金を交付する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅・建築物省CO2先導事業及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

①住宅・建築物省CO2先導事業（住宅部門）に関する以下の事務

- 補助金の交付申請に係る審査、交付決定
- 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
- 補助金支払いの実施
- 事業に係る相談の受付 等

②住宅・建築物省CO2先導事業（建築物部門）及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業に関する以下の事務

- 補助金の交付申請に係る審査、交付決定
- 完了実績報告に係る審査、補助金額の決定
- 補助金支払いの実施
- 事業に係る相談の受付
- 過去の関連事業に係る採択案件の実績の報告に関する事務事業の実施 等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成26年4月1日～平成27年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすこと。

- (1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

なお、選定にあたっては、住宅・建築物省CO2先導事業（住宅部門）、住宅・建築物省CO2先導事業（建築物部門）及び住宅・建築物省エネ改修等推進事業それぞれに対し、最も適切な者を特定することとしている。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 担当：内上(ウチガミ)

電話 03-5253-8111(内線39-421)

電子メール uchigami-y27f@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成26年3月10日から平成26年3月20日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成26年3月24日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参、郵送または電子メールにて提出すること。

④その他

・持参、郵送の場合は、3部提出すること。

・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。

・電子メールの場合は、着信を確認すること。

・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎2004～2009」「Microsoft Word2003, 2007」「Microsoft Excel2003, 2007」「Adobe Acrobat Reader4.0～9」（これ以外での提出は無効）

・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　3 (1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。